



同時発表 国土交通省自動車局

令和2年9月7日

自動車検査証の有効期間の伸長について

令和2年9月7日、台風第10号の接近により、九州運輸局管内のすべての運輸支局・自動車検査登録事務所（以下、「運輸支局等」という。）を閉庁したところでは、

その影響等をかんがみ、運輸支局等が管轄する地域に使用の本拠を有する自動車のうち、自動車検査証の有効期間が令和2年9月6日から同年9月13日までの自動車について、令和2年9月14日まで自動車検査証の有効期間を伸長します。

令和2年9月7日、台風第10号の接近により、九州運輸局管内のすべての運輸支局等においては、利用する皆様方の安全に配慮し庁舎を閉庁したところでは、

また、台風第10号の影響を受け避難所等への避難を余儀なくされている状況にあります。

このため、運輸支局等が管轄する地域に使用の本拠の位置を有する自動車は、継続検査を受けることが困難となり、自動車検査証の有効期間が切れ、その使用に支障が生じるおそれがあります。

したがって、道路運送車両法第61条の2の規定を適用し、以下のとおり自動車検査証の有効期間を伸長することとし、令和2年9月8日付けで公示することとしましたのでお知らせします。

○ 対象となる自動車

福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県に使用の本拠を有する自動車のうち、自動車検査証の有効期間の満了日が令和2年9月6日から同年9月13日までのもの

○ 伸長後の有効期間満了日

自動車検査証の有効期間の満了する日を、令和2年9月14日まで伸長

○ 継続検査の手続き

対象となる自動車については、令和2年9月14日までに継続検査を受検すれば引き続き自動車をご使用いただけます。

なお、有効期間の伸長による自動車検査証の記載変更の手続きは不要です。

○ 自動車損害賠償責任保険（共済）の手続き（締結手続の特例措置）

継続検査を受検するまでに保険契約期間の終期が到来する保険契約については、継続契約の締結手続きが9月14日を限度として猶予されます。

公 示

道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号）第61条の2の規定により、下記の地域に使用の本拠の位置を有する自動車であって、当該自動車検査証の有効期間の満了する日が、令和2年9月6日から同年9月13日までのものは、令和2年9月14日をもって満了するものとする。

記

大 分 県

令和2年9月8日

九州運輸局 大分運輸支局長

